

# やまなし子ども基本条例素案の概要

## 前文

県では、議会での検討を経て、「やまなし子ども・子育て支援条例」(平成29年)と「やまなし子ども条例」(令和4年)を制定し、子育て・子育て支援の充実と子どもの権利の尊重に取り組んできた。しかし、いじめ・虐待・貧困・孤立、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く問題は山積しており、地域が一体となって更なる取組が求められており、これまでの二つの条例を統合・発展させ、子ども施策を一層充実させる必要がある。

このような認識のもと、子どもが成長と幸福を実感できる社会を目指し、ここに、県民が誇れる山梨県の未来を子どもたちとともに築いていくことを決意し、この条例を制定する。

## 目的

子ども施策の推進に関する基本理念や県の責務、保護者、県民等の役割を定め、子ども施策を総合的かつ計画的に進めることで、全ての子どもが夢や希望を持ち、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目的とする。

## 定義

・「子ども」 ・「子ども施策」 ・「保護者」 ・「学校関係者等」 ・「ヤングケアラー」

## 基本理念

- 全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 全ての子どもに、適切な養育、生活の保障、愛情と保護、健やかな成長・発達・自立などの福祉に係る権利が等しく保障され、教育基本法 の精神のもと教育を受ける機会が与えられること。
- 全ての子どもが、その年齢・発達に応じて、自己に関わる事項について意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全ての子どもが、その年齢・発達に応じて意見を尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子どもの養育は家庭を基本とし、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、保護者への支援を十分に行い、家庭での養育が困難な子どもには家庭的な養育環境を確保し、心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できる社会環境を整備すること。
- 国、県、市町村、保護者、学校関係者等、事業者及び県民が相互に連携協力し、社会全体で子どもを支えるための取組を推進すること。

## 関係者の責務・役割等

- 県の責務(第4条)** 国、市町村、県民、学校関係者等、事業主及び県民と緊密に連携し、子ども施策を総合的に実施する。
- 保護者の役割(第5条)** 家庭等において、子どもを健やかに育てよう努める。
- 学校関係者等の役割(第6条)** 子どもの安全の確保、子どもが安心して学び、育つことができる環境の整備に努める。
- 事業者の役割(第7条)** 雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保できるようにするために必要な雇用環境の整備に努める。
- 県民の役割(第8条)** 子ども施策の重要性についての関心と理解を深めるよう努めるとともに、国、県及び市町村が行う子ども施策に協力するよう努める。
- 市町村等との連携協力(第9条)** 県は、市町村、子ども及び子育て支援に関する活動を行う特定非営利活動法人その他の民間団体と連携、協力するものとする。

## 基本的施策

### 第1節 子どもの意見の尊重等

- 意見表明や社会参画の促進(第10条)**  
県は、子どもの意見表明の機会及び社会的活動に参画する機会を確保する。
- 情報の提供(第11条)**  
県及び育ち学が施設の関係者は、子どもの視点にたった分かりやすい情報の提供に努める。

### 第2節 子ども支援

- 子どもの育ちへの支援(第12条)**  
・県は、子どもが自立して社会生活を営むことができるよう主体的に学ぶ環境整備を推進する。  
・県は、子どもが、自然体験活動等に参加することができる機会の確保に努める。  
・県は、子どもの健全な成長のため、薬物、アルコール等の依存症の予防的な施策を推進する。  
・県は、子どもが多様性を尊重し、安心して成長できる環境づくりに努める。
- 子どもの居場所づくりの推進(第13条)**  
県は、子どもが、安全かつ安心して過ごすことができる多様な居場所づくりに努める。
- 子どもの安全・安心の確保(第14条)**  
県は、子どもを災害、犯罪等から守るために必要な施策を推進する。
- 子どもまんなかまちづくりの推進(第15条)**  
県は、子どもの視点を据えた「子どもまんなかまちづくり」を推進する。
- 特別な支援等を要する子ども等への支援等(第16条)**  
県は、いじめ、疾病、虐待など特別な支援等を要する子どもへの支援に努める。
- ヤングケアラーの支援の推進(第17条)**  
県、関係機関、民間団体等は、ヤングケアラーを支援するための取組を推進する。
- 次代の子育てを担う者への支援(第18条)**  
県は、子ども・若者に子育て等の多様な価値観や健康管理に取り組む機会の提供に努める。

### 第3節 子育て支援

- 健やかな成育を確保する支援(第19条)**  
県は、子ども及びその保護者の健康の増進等を図るため、成育医療等の提供体制の充実等を推進する。
- 子育て家庭への支援(第20条)**  
・県は、保護者に対する子育てに関する学びの機会及び情報の提供等を推進する。  
・県は、不安や悩みに抱える子育て家庭に対し、寄り添った取組の推進に努める。
- 仕事と子育ての両立への支援(第21条)**  
県は、事業者が行う雇用環境の整備について必要な施策を推進する。
- 子ども・子育て支援団体が行う活動の促進(第22条)**  
県は、子ども・子育て支援団体等が行う活動を促進するため、情報の提供等を行う。
- やまなし子育ての日(第23条)**  
子ども及び子育て家庭を社会全体で支援する気運を醸成するため毎年11月19日をやまなし子育ての日とする。

### 第4節 子どもに対する権利侵害の救済等

- 権利侵害の禁止(第24条)**  
何人も、子どもに対する権利侵害をしてはならない。
- 人権教育の充実(第25条)**  
県は、子どもの権利を含む人権の教育の充実に努める。
- 子ども支援委員会(第26条)**  
子どもに対する権利侵害に関する事項を調査審議する山梨県子ども支援委員会を設置する。
- 権利侵害の救済(第27条)**  
権利侵害を受けた子ども及び保護者から救済の申出を受けた委員会は、事案の調査審議を行い、必要があると認めるときは知事に勧告を行う。

## 推進体制等

- 推進体制の整備(第28条)、○相談体制の充実(第29条)、○基本計画の策定(第30条)、○ヤングケアラーの支援に関する推進計画(第31条)、○実施状況の公表(第32条)、○広報(第33条)、○財政上の措置(第34条)

## 附則

施行期日  
令和8年4月1日